

公益社団法人三重県獣医師会

インターネット通信委員会規約

この法人の定款第43条第3項ならびに委員会設置規程にもとづき、インターネット通信委員会（以下、「委員会」という。）規約を制定し、次のとおり運営する。

（目 的）

第1条 この委員会は、この法人の定款第3条の目的および第4条の事業を遂行するため電磁的広報活動を拡充推進し、もって社会的貢献に寄与することを目的とする。

（事 業）

第2条 委員会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) この法人の事業活動の県民への電磁的広報活動
- (2) この法人の電磁的会議室の運営と管理
- (3) 関係機関、団体との相互情報交換
- (4) その他、この法人の目的推進に関すること

（委員会構成）

第3条 委員会は、この法人の各部長並びに特にインターネット器機に精通する会員および学識経験者をもって構成する。

（委 員）

第4条 委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員は9名以内とする。
- (2) 役員のうち1名を委員長、1名を副委員長とする。
- (3) 委員長は本会理事から、副委員長はその他の役員より互選する。
- 2 委員長は委員会を代表しその業務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された委員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 委員会は、第3条の委員をもって構成する。

- 2 会議はこの規約に定めるもののほか、この委員会運営に関する重要な事項を議決する。
- 3 会議は委員長が招集し、この会議の議長は委員長がこれにあたる。
- 4 この法人の会長、副会長は必要により会議に出席し意見を述べることができる。
- 5 会議の議事については議事録を作成し、委員長は会長に報告しなければならない。

(委員会運営費)

第6条 委員会の運営費はこの法人の一般会計事業費から支出する。

(改 廃)

第7条 委員会規約の改廃は理事会の議決による。

(そ の 他)

第8条 委員会運営のため、規約の定めのない事項については、本会会長がこれを決裁する。

附 則 この規約は、公益社団法人三重県獣医師会の設立の登記の日から施行する。